

保育所等と他の社会福祉施設との 併設について

令和5年9月

(令和6年3月一部改訂)

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課

改訂経緯

令和 5 年 9 月 公表

令和 6 年 3 月 一部改訂

1 保育所等におけるインクルーシブ保育について

これまで、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第8条及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第10条の規定により、児童福祉施設及び家庭的保育事業所等（以下「保育所等」という。）が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員（以下「特有の設備・専従の人員」という。）については併設する施設の設備・職員を兼ねることができないこととされておりました。

この規定に基づき、例えば、保育所等に児童発達支援事業所が併設されている場合において、保育所等を利用する児童と児童発達支援事業所を利用する障害児をともに、「特有の設備」である当該保育所等の保育室において保育することは、仮に両児童を保育するのに必要な保育士や面積が確保されている場合であっても、認められないこととなっておりました。

こうした中、令和4年11月30日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。）が公布（令和5年4月1日より施行）され、保育所等の設備や職員を活用した、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、改正省令第1条及び第5条の規定により、上記規定に例外規定を設け、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所等について他の社会福祉施設との併設を行う際に、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できることとなりました。

同様に、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条等において、児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。以下同じ。）において障害児の発達支援に従事する職員について、専従規定が設けられているため、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、当該職員が保育所等を利用する児童に支援を行うことができなかったことから、同条等について、改正省令第3条の規定により、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとなりました。

（出典：保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について（厚生労働省子ども家庭局保育課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／令和4年12月26日／事務連絡））

なお、児童福祉法の設備及び運営に関する基準第8条の規定に基づく「社会福祉施設」については、定義がおかれておらず上位法にも規定はありません。

「社会福祉施設」とは、社会福祉法上においては、同法第62条の規定に基づ

き、同法第2条第2項において定義される「第1種社会福祉事業」を指す場合が考えられる一方、他の法令においては、第2種社会福祉事業である保育所を含む場合や、第1種及び第2種社会福祉事業の双方を含む場合もあり、法令上必ずしもその定義が一意となっておりません。この点、過去に厚生労働省でとりまとめた「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」

(平成28年3月)において、保育所の保育士と保育室については、児童発達支援サービスなど第2種社会福祉事業を含めた他の高齢者、障害者等に対する福祉サービスとの共用は不可と整理してきていることも踏まえ、「社会福祉施設」については、第1種及び第2種社会福祉事業を行う施設を指すものと整理しています。

従いまして、今般の改正において、保育所等について児童発達支援事業所等との併設を行う際に、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できるものとして取扱うこととします。

(こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第1係／令和5年10月2日)

<参考(1)> 保育所等(児童福祉施設及び家庭的保育事業所等)

児童福祉法第7条

この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第1条

2 ……家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。……)……(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。))……

児童福祉法第24条第2項

……家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。……)……

なお、川崎市においては、改正省令を受け、令和5年4月1日から、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例が改正されており、保育所等に特有の設備及び児童の保育に直接従事する職員を、保育所等を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができることとするとともに、保育所等の

児童と児童発達支援センターの障害児を交流させるときは、障害児の支援に直接従事する職員を、児童の保育に併せて従事させることができることとなりました。

＜参考（２）＞川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

第 9 条

児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員については、この限りでない。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

2 児童発達支援事業所等との併設・交流について

保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要があります。

- ・保育所等部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要な職員が配置されていること。
- ・交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。

（出典：保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について（厚生労働省子ども家庭局保育課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／令和4年12月26日／事務連絡））

なお、既に開設している保育所等において、新たに児童発達支援事業所等を併設する場合においては、以下の要件を満たす必要があります。

- ・保育所等と児童発達支援事業所等の明確な区分が前提にあることから、まずは、明確な区分を建築・整備した上で、交流を行うこと。

（子ども家庭庁成育局保育政策課企画法令第1係／令和5年5月30日）

<参考（3）> 保育所等の人員及び設備

保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、社会福祉施設等の児童への支援にも用い又は支援も行うことが可能となる保育所等に特有の設備・専従の人員は次のとおり。

（人員）

保育士、嘱託医、調理員

（設備）

乳児室・ほふく室、屋外遊技場、保育室・遊戯室、医務室、調理室、便所、軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備

※高齢者、障害者、児童等の各制度の設備に係る基準で「共用可」の設備については、利用者の処遇上、具体的に問題が想定されるのでなければ、共用が可能。

※具体的な問題として、保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業の便所は、他の福祉サービスの便所とは大きさ等が異なることから、別々に設けることとなる。

<参考（４）> 児童発達支援事業所の人員及び設備

児童発達支援事業所において、保育所等との併設・交流に当たり、保育所等の児童への支援にも用い又は支援も行うことが可能となる各施設に特有の設備・専従の人員は次のとおり。

（人員）

児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員、看護職員、児童発達支援管理責任者

（設備）

指導訓練室、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品、訓練に必要な機械器具等、消化設備その他非常災害に際して必要な設備

<参考（５）> 基準上規定がない設備

玄関、廊下、階段、エレベータは、各福祉サービスと兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし）。

高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁やカーテン等の仕切りの設置は不要。

（出典：保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について（厚生労働省子ども家庭局保育課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／令和４年１２月２６日／事務連絡））

（出典：地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）（厚生労働省／令和４年６月））

3 その他

(1) 運営費の公定価格上の算定方法

例えば、保育所において、児童発達支援事業所等の障害児と交流する場合における保育所への公定価格上の算定方法としては、あくまで交流しているものと整理し、保育所に対しては元々の利用児童数分のみを算定することとします。

(出典：保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について（厚生労働省子ども家庭局保育課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／令和4年12月26日／事務連絡）)

(2) 施設整備等に係る財産処分との関係

保育所等と児童発達支援事業所等の併設・交流に当たり、補助金等の交付を受けて整備された保育所等について、本来の事業の目的として使用せずに他の用途に使用する場合は、施設等の転用として財産処分の手続が必要となりますが、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合に、一時使用に該当する場合には手続が不要となります。

(出典：保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について（厚生労働省子ども家庭局保育課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／令和4年12月26日／事務連絡）)

(3) 一時使用

①財産処分を必要としない一時使用の範囲に関する特例

児童厚生施設等の補助施設等であって、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、手続を不要とするものとします。

(出典：こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について（こども家庭庁成育局長、支援局長／令和5年6月15日／こ成事第331号、こ支虐第69号）)

②財産処分に該当しない場合

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、補助金等の交付を受けて取得した財産については、各省庁の長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して転用などの財産処分をしてはならないこととされていますが、社会参加支援対象者の利用形態が、一時使用に該当する場合については、財産処分に該当せず、承認手続は不要です。

(出典：多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）（厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長／令和3年3月31日／子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号))

③一時使用に該当する場合

施設等の業務時間外や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に社会参加支援対象者が施設等を利用する場合のほか、施設等の業務時間内であっても、定員に空きがある場合において、指定等事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に社会参加支援対象者が施設等を利用する場合も該当します。

この場合の一時使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合のことをいうものであり、本来の事業目的として使用しなくなった施設を他用途に使用する場合や、他の用途に使用することによって本来の事業目的に支障をきたす場合には、財産処分に該当し、財産処分の承認を得なければなりません。

(出典：多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）（厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長／令和3年3月31日／子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号))

④定員に空きがある場合において、指定等事業に支障を及ぼさない範囲

運営基準において、各福祉サービス事業所等の利用定員等について規定されている場合、指定等事業の利用者の人数と、社会参加支援対象者として受け入れる利用者の人数の合計は当該指定等事業の定員の範囲内に収まることとします。

ただし、指定等事業の実施に支障が無い場合や、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

指定等事業の実施に支障が無い場合とは、例えば、特別養護老人ホーム等において、空きスペースを活用して、子どもの学習支援や食事提供を実施する場合などが該当します。

(出典：多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）（厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長／令和3年3月31日／子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号))

(4) 会計区分

①事業区分

実施する事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業のいずれであるかにより、決定するものとします。

②拠点区分の原則的な方法

次の施設の会計は、それぞれの施設ごと（同一種類の施設を複数経営する場合は、それぞれの施設ごと）に独立した拠点区分とするものとします。

- (ア) 生活保護法第38条第1項に定める保護施設
- (イ) 身体障害者福祉法第5条第1項に定める社会参加支援施設
- (ウ) 老人福祉法第20条の4に定める養護老人ホーム
- (エ) 老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホーム
- (オ) 老人福祉法第20条の6に定める軽費老人ホーム
- (カ) 老人福祉法第29条第1項に定める有料老人ホーム
- (キ) 売春防止法第36条に定める婦人保護施設
- (ク) 児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設
- (ケ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第1項に定める母子・父子福祉施設
- (コ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障害者支援施設
- (サ) 介護保険法第8条第28項に定める介護老人保健施設
- (シ) 医療法第1条の5に定める病院及び診療所（入所施設に附属する医務室を除く）

なお、当該施設で一体的に実施されている（ア）から（シ）まで以外の社会福祉事業又は公益事業については、当該施設の拠点区分に含めて会計を処理することができます。

＜参考（１）再掲＞保育所等（児童福祉施設及び家庭的保育事業所等）

児童福祉法第7条

この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

③サービス区分の原則的な方法

サービス区分については、拠点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合に設定するものです。

介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とします。

他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとし、また、特定の補助金等の使途を明確にするため、更に細分化することもできます。

(出典：社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長／一部改正／令和3年11月12日／子総発1112第1号、社援基発1112第2号、障障発1112第1号、老 総発1112第1号）

<参考(6)>川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

第33条

特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

<参考(7)>川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

第55条

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

4 川崎市の保育所における取扱いについて

(1)「保育に支障が生じない場合」の人員について

利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所について他の社会福祉施設との併設を行う際に、専従の人員について兼務できますが、以下の要件を満たす必要があります。

①保育士

- ・保育士数は、年齢別配置基準配置数及びその他国基準等配置数（利用定員90人以下の施設につき1人、保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設につき1人、主任保育士を主任業務に専任化させる施設にあつては1人、専任の保育士を増員することで、キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備するための加算（以下、「チーム保育推進加算」という。）を受ける利用定員120人以下の施設にあつては1人及びチーム保育推進加算を受ける利用定員121人以上の施設にあつては2人）を常勤にて配置するものとし、さらに、休憩休息保育士等（以下、「市加配保育士等」という。）を配置するよう努めるものとする。
- ・他の社会福祉施設に入所している者の保護に直接従事させる場合の兼務は、年齢別配置基準配置数及びその他国基準等配置数のうち、利用定員90人以下の施設につき1人、保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設につき1人を満たした上で可能とする。
- ・市加配保育士等においても、定員超過補助者や保育体制強化事業の対象となる保育支援者、高齢者等活躍促進加算の対象となる職員等、申請要件として業務が指定されている職員（給付費上、職員配置除外となる者）や、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対する加配保育士等とは重複することはできないものとする。
- ・なお、保育所における施設長は、児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者として、2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす施設長を配置したこととはならず、施設長を配置していない場合の調整の適用を受ける施設の要件に該当するものとする。
- ・他の社会福祉施設に入所している者の保護に直接従事する時間については、毎月の雇用状況報告書の所定労働時間から差し引くものとし、また、特記事項には、他の社会福祉施設での直接従事時間を記入するものとする。

なお、保育士の要件については、こども家庭庁に確認し、次のとおり回答があったことから、川崎市の取扱いとして定めたものです。

他の事業や補助等において措置されている職員を公定価格において充足すべき職員や加算の要件となる職員とすることはできませんので、保育所と児童発達支援事業所との業務を兼務する職員については、公費等が二重給付されないよう、勤務時間等により区分し計上することになります。

合同保育のみに従事する職員のようにどちらの事業に従事しているのか判断が困難な業務については、その利用人数や業務内容等により按分し職員を計上することが考えられます。

その上で、「必要保育士数」を超えて保育士が配置されている状態であることを確認してください。

保育所と児童発達支援事業所のそれぞれの専従職員が同一の部屋等で混ざり合って業務を行っているのであれば、各事業において、該当する職員を計上し、「必要保育士数」を超えて保育士が配置されている状態であることを確認してください。

(こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室／令和6年1月15日)

②調理員

- ・利用定員40人以下の施設は1人、41人以上の施設は2人を常勤にて配置するものとする。加えて、61人以上150人以下の施設は1人、151人以上240人未満の施設は2人、240人以上の施設は3人を常勤にて配置（以下、「市加配調理員」という。）するよう努めるものとする。
- ・他の社会福祉施設に入所している者の保護に直接従事させる場合の兼務は、市加配調理員について可能とする。
- ・なお、公定価格における栄養管理加算の認定を受ける場合は、必要となる調理員数及び栄養士の配置についても、その条件を満たした上で、兼務を可能とする。
- ・他の社会福祉施設に入所している者の保護に直接従事する時間については、毎月の雇用状況報告書の所定労働時間から差し引くものとし、また、特記事項には、他の社会福祉施設での直接従事時間を記入するものとする。

③嘱託医

- ・本市の保育所においては、本市が川崎市医師会に嘱託医の推薦を依頼した上で嘱託医が決定されているが、他の社会福祉施設における嘱託医については、別途、本市は推薦を依頼していない。
- ・嘱託医に対して、保育所の嘱託医業務とは別契約として、他の社会福祉施設

の嘱託医業務の契約を締結することについては妨げないが、兼務の取扱いではないことに留意すること。

(2) 「保育に支障が生じない場合」の設備について

利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所について他の社会福祉施設との併設を行う際に、特有の設備について共用できますが、以下の要件を満たす必要があります。

① 0・1歳児室

- ・面積は、利用児童1人につき、3.3平方メートル（平成25年度以前の保育所においては2.475平方メートル）以上とし、超えた面積について共用すること。

② 2～5歳児室

- ・面積は、利用児童1人につき1.98平方メートル以上とし、超えた面積について共用すること。

③ 屋外遊戯場

- ・面積は、満2歳以上1人につき3.3平方メートル以上とし、超えた面積について共用すること。

④ 便所

- ・各制度の設備に係る基準で「共用可」の設備については、利用者の処遇上、具体的な問題（保育所の便所と、他の福祉サービスの便所の大きさ等が異なる場合は、別々に設けること。）が想定されるのでなければ、共用を可能とする。

⑤ その他の設備

- ・他の社会福祉施設毎に別々に設置する必要なし。

(3) 保育に支障が生じないような保護者への説明について

保育所内に他の社会福祉施設が設置される場合は、保育所利用者以外の者も、保育所を利用することから、事前に保護者への説明を行う必要があります。

5 他の社会福祉施設を併設することによる保育の考え方について

保育計画等への反映、保育への相乗効果、及び保育における安全管理等について、十分に検討・考慮してください。

6 川崎市の保育所における給付費・補助金等について

(1) 川崎市保育所子どものための教育・保育給付費（運営費）について
保育所に対しては、利用児童数分のみを算定し支給します。

(2) 財産処分について

「保育に支障が生じない場合」で、他の社会福祉施設を実施する場合、一時使用に該当することとし、財産処分の手続を不要とします。

(3) 会計区分について

保育所と他の社会福祉施設との会計については、区分して経理してください。

7 川崎市の保育所における行政手続について

(1) 事前協議

保育に支障が生じないことを確認する必要があることから、事前協議を実施します。

また、保育所の現地確認を実施します。

(2) 届出

事前協議成立後、児童福祉法の規定に基づき、次の事項について、変更を届け出てください。

- ・建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ・運営の方法（事業の運営についての重要事項に関する規程）

併せて、子ども・子育て支援法の規定に基づき、次の事項について、変更を届け出てください。

- ・設置者の定款等
- ・建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- ・運営規程

(3) 毎月の雇用状況報告書

他の社会福祉施設での従事と兼務する保育士及び調理員については、毎月の雇用状況報告書の所定労働時間から、他の社会福祉施設で直接従事する時間を差し引くものとし、また、特記事項には、他の社会福祉施設での直接従事時間を記入するものとします。